

男女共同参画情報

# ほっとらいん

第67号

問 人権市民相談課

☎21-1416

☎23-2236

## 産後パパ育休

### “育児・介護休業法が改正され、産後パパ育休(出生時育児休業)が創設されました”

(令和4年10月1日から施行)

- ◆子どもの出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得することができます。
- ◆労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で産後パパ育休中でも就業することができます。
- ◆1歳までの育児休業も、2回に分割して取得することができます。

#### パパが育児をするということがあるの？

家族が協力して育児をすることで、子どもの成長を間近に感じ喜びを分かち合うことができます。また、出産後のママに寄り添い、幼いきょうだいの育児や家事を積極的に行うことで、家族のきずなが深まることでしょう。ママの体調、家庭環境にも合わせて、育児休業の時期や回数を考えましょう。



## ハラスメント

### “職場におけるあらゆるハラスメントは禁止されています”

令和4年4月1日から職場におけるパワーハラスメント防止対策が全企業に義務付けられました。パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどの職場のハラスメントは、働く人の尊厳を不当に傷つける、社会的に許されない行為です。育児休業等の申出・取得を理由に不利益な取扱いを行うことも禁止されています。

もしも、ハラスメントの被害に遭ったり被害を見かけたりしたら、周囲の人、会社の窓口、外部の相談窓口などに相談しましょう。

#### 《職場で起きやすいハラスメント》

##### パワーハラスメント(パワハラ)

- 殴る、物を投げつける
- 人格を否定する、長時間の激しい叱責
- 集団で無視をする
- 過大・過少な要求をする など



##### セクシュアルハラスメント(セクハラ)

- 性的な関係を要求する
- 身体を触る など

##### マタニティハラスメント(マタハラ)

妊娠・出産・育児休業などに関して制度利用を阻害したり、就労環境を害したりするなど  
※男性労働者が上司・同僚から育児休業制度等の利用に関する嫌がらせを受けることをパタニティハラスメント(パタハラ)という。



相談窓口 県労働相談センター☎048-830-4522

埼玉労働局雇用環境・均等室☎048-600-6210